

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館

分類	
	③ ④
排架番号	3 A
	15
	65-7

65-7

(P)

(S)

(d)

(A)

裏面白紙

貿易統制令ニ基ク輸入命令ノ運用方針（一六六一）  
特定國ヨリノ特定物資ノ輸入ニ付特定者ニ對シテ輸入命令ヲ發動ス  
ルコト

(1) 特定國ノ決定ハ原則トシテ當該國ノ輸出制限措置、海上危險等戰  
時危險ノ切迫ノ程度ヲ考慮シ之ヲ爲スコトヘ差當リ北米合衆國及  
中南米等ヲ豫定ス

(2) 特定物資ノ決定ハ當該物資ノ一般的用途ガ原則トシテ軍需、生産  
力擴充及輸出品用ナルモノヲ選擇シテ之ヲ爲スコト

差當リ工作機械、鑛油、屑鐵及屑鋼、特殊鋼、銅、亜鉛、鉛、  
ニッケル、コバルト、アンチモニー、タンゲステン、モリブデン、  
マンガン鑛、ヴァナジウム、石絨、硝酸鹽、牛皮、棉花、羊毛、  
バルブ、米材、硼砂、螢石、雲母等ヲ豫定ス

(3) 輸入命令ノ受命者ハ當該商品ノ輸入事情ヲ考慮シ特定者（或ハ代

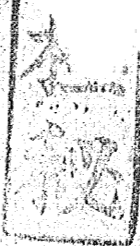
行者ニ限定スルコトトシ原則トシテ輸入命令ノ受命者以外ノ者  
ノ輸入ヲ認メザルコト

(二) 受命者ノ輸入取引ニ依ツテ生ズル利益ハ要スレバ當局ノ指示ニ從  
ヒ處理セシムルコト

輸入命令ノ受命者輸入命令ニ基キ輸入ヲ爲シタルトキハ之ヲ當該物  
資ニ關スル配給統制機關ニ讓渡スベキコトヲ命ズルコト、配給統制  
機關無キ場合ハ商工省ニ於テ直接受命者ニ對シ配給統制上必要ナル  
措置ヲ爲スコト

輸入命令ノ發動ヲ圓滑ナラシムル爲貿易局ニ物資別專門委員ヲ置キ  
民間ノ學識經驗者ヲ以テ之ニ充ツルコト

企畫院ニ設置セラルベキ關係各省ノ連絡會議ニ於テハ(1) 特定國ノ決  
定(2) 特定物資ノ決定(3) 損失補償範圍ノ決定(4) 其ノ他貿易統制令ノ運  
用ニ關スル一般の方針ノ決定ヲ爲シ個々ノ輸入命令ノ發動ハ貿易局  
ニ於テ之ニ當ルコト



貿易統制令ニ基ク輸入命令ノ運用方針（一）

一 特定國ヨリノ特定物資ノ輸入ニ付特定者ニ對シテ輸入命令ヲ發動ス  
ルコト

(1) 特定國ノ決定ハ原則トシテ當該國ノ輸出制限措置、海上危險等戰  
時危險ノ切迫ノ程度ヲ考慮シ之ヲ爲スコトハ差當リ北米合衆國及  
中南米等ヲ豫定ス

(2) 特定物資ノ決定ハ當該物資ノ一般的用途ガ原則トシテ軍需、生産  
力擴充及輸出品用ナルモノヲ選擇シテ之ヲ爲スコト  
差當リ工作機械、鑛油、屑鐵及屑鋼、特殊鋼、銅、亜鉛、鉛、  
ニッケル、コバルト、アンチモニー、タングステン、モリブデン、  
マンガン鑛、ツアナジウム、石絨、硝酸鹽、牛皮、棉花、羊毛、  
バルブ、米材、硼砂、螢石、雲母等ヲ豫定ス

(3) 輸入命令ノ受命者ハ當該商品ノ輸入事情ヲ考慮シ特定者（或ハ代

裏面白紙

行者ニ限定スルコトトシ原則トシテ輸入命令ノ受命者以外ノ者ノ輸入ヲ認めザルコト

(二) 受命者ノ輸入取引ニ依ツテ生ズル利益ハ要スレバ當局ノ指示ニ從ヒ處理セシムルコト

輸入命令ノ受命者輸入命令ニ基キ輸入ヲ爲シタルトキハ之ヲ當該物資ニ關スル配給統制機關ニ讓渡スベキコトヲ命ズルコト、配給統制機關無キ場合ハ商工省ニ於テ直接受命者ニ對シ配給統制上必要ナル措置ヲ爲スコト

輸入命令ノ發動ヲ圓滑ナラシムル爲貿易局ニ物資別専門委員ヲ置キ民間ノ學識經驗者ヲ以テ之ニ充ツルコト

企畫院ニ設置セラレベキ關係各省ノ連絡會議ニ於テハ(1) 特定國ノ決定(2) 特定物資ノ決定(3) 損失補償範圍ノ決定(4) 其ノ他貿易統制令ノ運用ニ關スル一般の方針ノ決定ヲ爲シ個々ノ輸入命令ノ發動ハ貿易局ニ於テ之ニ當ルコト